

天理市告示第69号

天理市開発指導要領（平成元年9月天理市告示第45号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

天理市長 並 河 健

第12条第2項第5号中「上下水道事業の管理者の権限を行う」を削り、同項第8号中「天理市下水道条例施行規程（平成22年4月天理市上下水道局管理規程第22号）」を「天理市下水道条例施行規則（令和7年3月天理市規則第31号）」に改める。

第23条中「市」の次に「（上水道に係る施設にあつては、奈良県広域水道企業団）」を加える。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。